

寝屋川市結核対策費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市補助金等交付規則及び寝屋川市結核対策費補助金交付要綱の規定に基づき、寝屋川市結核対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象となる定期診断及び対象者)

第2条 補助金交付の対象となる定期健康診断及び対象者は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において規定されているものとする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 高校（生徒）、短大・大学・専門学校生（学生） | 入学した年度 |
| (2) 社会福祉施設（入所者） | 65 歳以上 |

(交付申請時期)

第3条 補助金の交付申請時期は、事業完了後、当該年度1月10日から1月31日（消印有効）までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、寝屋川市結核対策費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金以外の経費負担の概要
- (2) 結核対策費補助金明細書
- (3) 健康診断事業実施報告書
- (4) 結核対策費支出内訳書
- (5) 歳入歳出決算書抄本（関係分のみ）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 第4条の交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請者が当該交付の申請に係る事項について修正し、再審査した上で補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、寝屋川市結核対策費補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は第6条による通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該年度末まで、寝屋川市結核対策費補助金交付申請取下書により申請の取下げをすることができる。

2 交付申請の取下げは、寝屋川市結核対策費補助金交付申請取下書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 交付申請取下書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(交付申請の中止又は廃止)

第8条 交付申請内容等の中止又は廃止をしようとするときは、寝屋川市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中止・廃止承認申請書の提出があったときは、当該事業に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(実地調査等)

第9条 寝屋川市結核対策費補助金の交付に係る実地調査は、当該職員が行い、申請者に必要な書類の提出を求めることがある。

(交付請求)

第10条 申請者は、第6条の交付決定通知を受けたときは、別に定める期日までに寝屋川市結核対策費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(委任等)

第11条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、この要領に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。